

平成 27 年 4 月 1 日施行
平成 28 年 4 月 6 日変更
平成 28 年 10 月 18 日変更
令和元年 7 月 1 日変更
令和 2 年 7 月 1 日変更

需要想定要領

電力広域の運営推進機関

目次

I. 総 則	1 -
1. 目的	1 -
2. 用語	1 -
(1) 使用端電力量	1 -
(2) 二次端電力量	1 -
(3) 需要端電力量	1 -
(4) 送電端電力量	1 -
(5) 発電端電力量	1 -
(6) 送電端最大3日平均電力	1 -
(7) 負荷率	2 -
(8) 夏季需要・冬季需要・ベース需要	2 -
(9) 供給区域需要	2 -
(10) 小売需要	2 -
(11) 需要区分	2 -
(12) 家庭用その他	2 -
(13) 業務用、産業用その他	2 -
II. 供 給 区 域 の 需 要 実 績 の 補 正 等	3 -
1. 補正方針	3 -
2. 実施主体	3 -
3. 補正方法	3 -
4. 気象補正	3 -
(1) 補正内容	3 -
(2) 補正対象	3 -
(3) 需要電力量の補正方法	3 -
(4) 最大需要電力の補正方法	6 -
5. 閏補正	7 -
(1) 補正内容	7 -
(2) 補正対象	7 -
(3) 補正方法	7 -
6. 夏季需要・冬季需要・ベース需要の算出	8 -
(1) 算出方針及び対象	8 -
(2) 算出方法	8 -
7. 本機関への提出	8 -
III. 供 給 区 域 の 需 要 想 定	9 -
1. 想定方針	9 -

2. 実施主体	9
3. 想定期間	9
4. 想定対象	9
5. 想定方法	9
(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定	10
(2) 各月の想定（第1年度及び第2年度）	11
(3) 第3年度から第9年度の想定	11
6. 本機関への提出	11
(1) 提出期限	11
(2) 提出内容	11
(3) 様式	12
7. その他	12
IV. 供給区域の需要想定の検証	13
1. 検証方針	13
2. 実施主体	13
3. 検証対象	13
4. 検証方法	13
5. 本機関への提出	13
(1) 提出期限	13
(2) 提出内容	13
(3) 様式	13
V. 小売需要の想定	14
1. 想定方針	14
2. 実施主体	14
3. 想定期間	14
4. 想定対象	14
5. 想定方法	14
(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定	14
(2) 各月の想定（第1年度及び第2年度）	15
(3) 第3年度から第9年度の想定	15
6. 本機関への提出	15
(1) 提出期限	15
(2) 提出内容	15
(3) 様式	15
7. 小売需要の想定の検証	16
8. その他	16
VI. 電力需要調書記載様式	17

I. 総 則

1. 目的

この要領は、「電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）の業務規程」（以下「業務規程」という。）第 19 条に基づき、需要想定の手法等に関する具体的事項を定め、送配電等業務指針（以下「業務指針」という。）第 4 条から第 7 条に定められた本機関の会員による需要想定業務の円滑な運用を図ることを目的とする。

2. 用語

この要領で使用している用語の定義は以下のとおりである。

(1) 使用端電力量

一般送配電事業者の流通設備を通じて、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電業者が一般の需要に応じて供給する電力量、並びに電気事業法第 2 条第 1 項第 5 号ロに掲げる接続供給により供給する電力量。

(2) 二次端電力量

使用端電力量に配電損失量を加えたもの。

(3) 需要端電力量

使用端電力量に一般送配電事業者の変電所所内用電力量を加えたもの。

(4) 送電端電力量

需要端電力量または使用端電力量に送配電損失量※を加えたもの。もしくは、発電端電力量から発電所所内用電力量を差し引いたもの。

※需要端電力量に加える送配電損失量は、一般送配電事業者の変電所所内用電力量を含まない。

(5) 発電端電力量

発電所の発生電力端の電力量。

(6) 送電端最大 3 日平均電力

ある月について 1 時間の送電端最大電力を上位から 3 日採り、それを平均したもの。なお、この要領で「最大需要電力」という場合、特に断りがない限り、送電端最大 3 日平均電力を指すものとする。

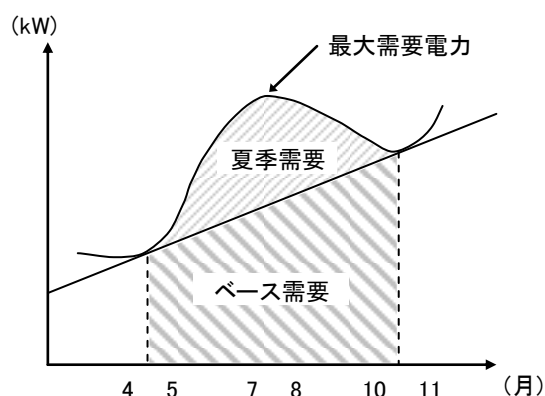
(7) 負荷率

一定期間中の最大需要電力に対する平均電力（一定期間の電力量をその期間の総時間で除したもの。期間の採り方により日・月・年平均電力等がある）の比率で、負荷の特性を表すもの。

(8) 夏季需要・冬季需要・ベース需要

最大需要電力のうち、夏季（冬季）の気象影響等による需要を夏季（冬季）需要とし、それ以外をベース需要とする。

【夏季需要・ベース需要のイメージ】



(9) 供給区域需要

一般送配電事業者の各供給区域における流通設備を通じて、小売電気事業者、一般送配電事業者及び登録特定送配電事業者が一般の需要に応じて供給する電気の量、並びに電気事業法第2条第1項第5号ロに掲げる接続供給により供給する電気の量。

(10) 小売需要

小売電気事業者及び登録特定送配電事業者が一般の需要に応じて供給する電気の量。

(11) 需要区分

使用端電力量を用途に応じて、家庭用その他、業務用及び産業用その他に分けたもの。

(12) 家庭用その他

低圧により供給する電力量とする。

(13) 業務用、産業用その他

特別高圧・高圧により供給する電力量とし、業務用と産業用その他に区分する。

II. 供給区域の需要実績の補正等

1. 補正方針

需要想定に当たり、実勢需要を把握するために、気象変動による需要への影響及び閏年の日数影響等を推測し、補正した平年ベースの需要に置き換える。

2. 実施主体

一般送配電事業者

3. 補正方法

上記方針に基づき、原則として、下記の補正を行う。

4. 気象補正

(1) 補正内容

気象の変動による冷暖房機器等の稼動増減に伴う需要への影響を除くもの。

(2) 補正対象

① 需要電力量

使用端電力量及び送電端電力量

② 最大需要電力

(3) 需要電力量の補正方法

原則として、日々の日平均気温における実績気温（以下「実績平均気温」という。）の累計と日々の日平均気温における平年気温※（以下「平年平均気温」という。）の累計との差（以下「対象累計温度差」という。）に気温1℃当たりの需要変化量（以下「気温感応度」という。）を乗じて算出する。

なお、地域の実情等を考慮し気温以外の気象条件を考慮する場合には、その旨明らかにする。

※平年気温は30年間の気象庁の観測値に基づく平均値。西暦の末尾が1となる年に10年ごとに更新。例）2011年から2020年までの10年間においては、1981年から2010年までの30年間の平均値を用いる。

① 対象累計温度差の算出

対象累計温度差＝実績平均気温累計－平年平均気温累計

なお、対象累計温度差の算出に当たって、実績平均気温または平年平均気温が足切り温度以下（冬季の場合は以上）となる日においては、それぞれ足切り温度※に置き換える。

※足切り温度とは冷暖房機器等が稼動し始めると推定される温度（その温度を上回ると（冬季は下回ると）需要電力量が著しく増加する温度）で、夏季 20℃（北海道は 17℃）、冬季 13℃とし、対象累計温度差を算出する際の基準値とする。

② 気象補正の要否判定

下記の条件に該当する場合に気象補正を行う。

a. 対象期間

供給区域ごとの期間について下表のとおり区分し、期間に応じて気象補正の要否判定を行う。

	夏季	冬季	端境月
北海道・東北	7、8 月	4、11、12、1、2、3 月	5、6、9、10 月
東京・中部・北陸・ 関西・中国・四国・ 九州	6、7、8、9 月	12、1、2、3 月	4、5、10、11 月
沖縄	4、5、6、7、8、9、 10、11 月	—	12、1、2、3 月

b. 夏季・冬季の要否判定

各月の取り扱いは、下記のとおりとする。

(a) 下記の 2 基準が全て満たされる場合は、当該月全体を対象とした気象補正を実施する。

- i. 月の実績平均気温と年平均気温の差が $\pm 0.5^{\circ}\text{C}$ 以上であること。
- ii. 月の実績平均気温と年平均気温の差と当該月の対象累計温度差が同符号であること。

(b) 上記 (a) の基準が満たされない場合で、当該月上旬、中旬、下旬のうち、一つ以上の旬において下記の 3 基準が全て満たされるときは、当該月全体を対象とした気象補正を実施する。

- i. 旬の実績平均気温と年平均気温の差が $\pm 0.8^{\circ}\text{C}$ 以上であること。
- ii. 旬の実績平均気温及び年平均気温のどちらか一方、または、両方が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。

iii. 旬の実績平均気温と年平均気温の差と当該旬の対象累計温度差が同符号であること。

c. 端境月の要否判定

各月の取り扱いは、下記のとおりとする。

(a) 下記の 3 基準が全て満たされる場合は、当該月全体を対象とした気象補正を実施する。

- i. 月の実績平均気温と年平均気温の差が $\pm 0.5^{\circ}\text{C}$ 以上であること。
- ii. 月の実績平均気温が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。
- iii. 月の実績平均気温と年平均気温の差と当該月の対象累計温度差が同符号であること。

(b) 上記(a)の基準が満たされない場合は、下記の 3 基準が全て満たされる旬について気象補正を実施する。

- i. 旬の実績平均気温と年平均気温の差が $\pm 0.8^{\circ}\text{C}$ 以上であること。
- ii. 旬の実績平均気温及び年平均気温のどちらか一方、または、両方が足切り温度以上（冬季の場合は以下）であること。
- iii. 旬の実績平均気温と年平均気温の差と当該旬の対象累計温度差が同符号であること。

③ 送電端電力量気温感応度の推計

a. 毎日の送電端電力量※（被説明変数）と平均気温（説明変数）との回帰分析を行い、平均気温の回帰係数を送電端電力量気温感応度（百万 kWh/ $^{\circ}\text{C}$ ）とみなす。

なお、送電端電力量については、大口需要・特殊需要等全体の基調把握に支障をきたすような需要を対象外とすることができる。この場合、対象外とした需要については、その旨明らかにする。

b. 平均気温と送電端電力量との回帰分析は、原則として対象月ごとに行うものとするが、旬単位での回帰分析や連続する旬または月での回帰分析をしてもよい。

c. 回帰分析に当たっては土曜、日曜、祝祭日、盆、年末年始、異常気象等特殊要因により全体の基調把握に支障をきたすような日は、これを特異日として対象外とすることができる。

※送電端電力量に代えて発電端電力量、もしくは二次端電力量により算出してもよい。

④ 送電端電力量気温変動量の算出

送電端電力量気温変動量（百万 kWh）＝送電端電力量気温感応度（百万 kWh／℃）×対象累計温度差（℃）

⑤ 送電端電力量気温変動量の使用端電力量気温変動量への置換

送電端電力量気温変動量の使用端電力量気温変動量への置換は、送配電損失率※を使用する。

※発電端電力量により算出する場合は総合損失率、二次端電力量により算出する場合は配電損失率を使用する。

⑥ 使用端電力量気温変動量の需要区分別への配分方法及び補正対象

a．配分方法

需要区分別の夏季（冬季）需要電力量※の構成比または需要区分別の気温感応度の傾向等に応じて配分する。

ただし、配分した需要区分別の使用端電力量が従来の趨勢から著しく乖離しているものは、趨勢で補正してもよい。

※冷暖房機器等がほとんど使用されない月を結んだ直線をベース需要線とし、この線を上回る部分を夏季（冬季）需要電力量とする。

b．補正対象

原則として家庭用その他、業務用とする。

ただし、地域・需要特性に応じて補正対象を変えてもよい。

⑦ 需要区分別の使用端電力量気温変動量の調定月ベースへの置換

暦月ベースの需要区分別の使用端電力量気温変動量について、調定月ベースへの置換は、各社の検針日の態様に応じて行う。

（注）補正対象となる需要実績（調定月ベース）は個々の需要家の検針結果の集計であり、日々の実績を合計した需要実績（暦月ベース）とは一致しないことがある。

(4) 最大需要電力の補正方法

原則として、夏季（7～9月）及び冬季（12～2月）の全国最大発生月及び自らの供給区域の最大発生月において、実績気温と基準気温※の差（以下、「基準気温差」という。）と最大需要電力気温感応度を乗じて算出する。

気温について、原則として、夏季は最高気温、冬季は日平均気温とするが、地域・需要特性に応じて最大需要電力発生時気温、最低気温、最高気温、不快指数、湿度、降水量、降雪量、露点温度、前日までの気温等を考慮する場合にはその旨明らかにする。（気温以外の気象条件を考慮する場合は、以下、この項において「気温」を当該気象条件に読み替える。）

※ 基準気温は原則、過去の最大需要電力発生日の実績に基づき設定する。

① 基準気温差の算出

基準気温差＝実績気温－基準気温

② 最大需要電力気温感応度の推計

- a. 毎日の最大需要電力※（被説明変数）と気温（説明変数）との回帰分析を行い、気温の回帰係数を最大需要電力気温感応度（千 kW/℃）とみなす。

なお、最大需要電力については、大口需要・特殊需要等全体の基調把握に支障をきたすような需要を対象外とすることができる。

- b. 気温と最大需要電力との回帰分析は、原則として対象月ごとに行うものとするが、旬単位での回帰分析や連続する旬または月での回帰分析をしてもよい。

- c. 回帰分析に当たっては土曜、日曜、祝祭日、盆、年末年始、異常気象等特殊要因により全体の基調把握に支障をきたすような日は、これを特異日として対象外とすることができる。

※最大需要電力を発電端もしくは二次端の最大需要電力により算出してもよい。なお、発電端の最大需要電力により算出する場合は発電端と発電所所内用電力の比率、二次端の最大需要電力により算出する場合は送電損失率を利用して送電端に置換する。

③ 最大需要電力気温変動量の算出

最大需要電力気温変動量（千 kW）＝最大需要電力気温感応度（千 kW/℃）
×基準気温差（℃）

5. 閏補正

(1) 補正内容

閏年は暦日数が平年（365 日）より 1 日多いことから、暦日数を平年に置き換えることにより、1 日分の影響を除去するもの。

(2) 補正対象

需要電力量（気象補正後）

使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量

(3) 補正方法

① 閏補正後使用端電力量

閏補正後使用端電力量＝使用端電力量×365 日÷366 日

- ② 閏補正後送電端電力量・閏補正後需要端電力量
 上記①に準じて算出する。
 なお、送配電損失率を用いて算出してもよい。

6. 夏季需要・冬季需要・ベース需要の算出

(1) 算出方針及び対象

夏季需要、冬季需要及びベース需要の実勢を把握する。

※冬季需要は、冬季に年間最大需要が発生する供給区域に限る。

(2) 算出方法

原則として、ベース需要は端境月※の平日平均電力を直線で結んだ場合の夏季（冬季）最大電力発生月の値とし、これと夏季（冬季）最大需要電力（気象補正後）との差分を夏季（冬季）需要とする。

※端境月は、供給区域の一般送配電事業者が指定する。

7. 本機関への提出

(1) 提出期限

業務指針第5条第1項に基づき、下表に定める期限までに本機関に提出する。

項目		提出期限
需要電力量	前年度下期 及び前年度※	毎年6月末
	当年度上期	毎年11月末
最大需要電力	当年度夏季	毎年10月末
	前年度冬季	毎年5月末

※夏季需要・冬季需要・ベース需要を含む。

(2) 提出内容

供給区域における需要実績及び当該需要実績に対する気象による影響量等の情報とする。

(3) 様式

Ⅵ. 電力需要調書記載様式に定める様式による。

III. 供給区域の需要想定

1. 想定方針

本機関が策定する経済見通し、最近の需要動向や実績[※]傾向及び地域の実情等を総合勘案の上、想定期間における平年ベースの需要電力量及び最大需要電力を想定する。

※この章における実績（実績値）は、原則として、「Ⅱ. 供給区域の需要実績の補正等」の補正後の実績とする。

2. 実施主体

一般送配電事業者

3. 想定期間

需要想定を実施する年度の翌年度（以下「第1年度」という。）以降10年間とし、第1年度及び第2年度は月別に想定する。ただし、第2年度の月別は最大需要電力のみとする。

4. 想定対象

(1) 需要電力量

使用端電力量、需要端電力量及び送電端電力量

(2) 最大需要電力

5. 想定方法

上記方針に基づき、下記の手法により想定する。

原則として時系列または本機関が策定する経済見通しとの回帰分析を行い、これにより得られた回帰式により想定する。なお、時系列または経済見通しの選択や回帰式の関数の選択においては、回帰式による計算値と実績値との乖離及び回帰分析における統計的な当てはまり等を総合勘案する。

回帰分析における観測期間は、原則として、短期想定（第1年度及び第2年度の想定）は当年度[※]を含む過去5～10年間、長期想定（第10年度の想定）は前年度までの過去11年間とする。

また、回帰分析において異常値の控除を行った場合、想定方法を前回から変更した場合、または原則以外の想定方法を用いた場合には、その旨明らかにする。

※当年度の年間需要電力量は、原則として10月までの実績値に11～3月の推計値を加えた推定実績値とする。また、冬季の最大需要電力は前年度と読み替える。

(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定

① 使用端電力量

使用端電力量は、下記のとおり需要区分別に想定した合計値とする。

a. 家庭用その他

原則として、口数・原単位法を用いて電力量を想定する。

	定 義	想 定 方 法
口 数	年間延契約口数 [※] ×1/12	原則として、供給区域内人口／一口当たり人口による方法とする。なお、時系列による方法、新設住宅着工戸数との回帰による方法等原則以外の方法により想定する場合には、その旨明らかにする。
原単位	年間電力量／口数	原則として、時系列による方法とする。なお、経済見通しとの回帰による方法等原則以外の方法により想定する場合には、その旨明らかにする。

※年間延契約口数とは各月の契約口数を12か月分合計したもの

なお、地域の特性や自家発自家消費電力量等を考慮して想定する場合には、その旨明らかにする。

b. 業務用

原則として、下記のいずれかを用いて電力量を想定する。

(a) 国内総生産、第3次産業固定資本ストック等

(b) 時系列

なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力量等を考慮して想定する場合には、その旨明らかにする。

c. 産業用その他

原則として、下記のいずれかを用いて電力量を想定する。

(a) 鉱工業生産指数、国内総生産、第2次産業固定資本ストック等

(b) 時系列

なお、地域の特性や個別需要家の動向、自家発自家消費電力量等を考慮して想定する場合には、その旨明らかにする。

② 需要端電力量及び送電端電力量

変電所所内用電力量及び送配電損失率を、実績傾向及び将来動向を勘案して想定し、下記により需要端電力量及び送電端電力量を算出する。

需要端電力量＝使用端電力量＋変電所所内用電力量

送電端電力量＝需要端電力量／（1－送配電損失率[※]）

※送配電損失率＝（送電端電力量－需要端電力量）／送電端電力量

③ 最大需要電力

原則として、実績傾向及び将来動向を勘案して想定した負荷率を用いて想定する。

なお、夏季需要（冬季に最大需要電力が発生すると想定する地域においては冬季需要）とベース需要の積み上げ等原則以外の方法により想定する場合には、その旨明らかにする。

	想 定 方 法
夏季需要	国内総生産、民間最終消費支出、または時系列との回帰等により想定する。
ベース需要	国内総生産、民間最終消費支出、鉱工業生産指数、または時系列との回帰等により想定する。

(2) 各月の想定（第 1 年度及び第 2 年度）

各月の実績傾向や個別需要家の計画等から想定する。

(3) 第 3 年度から第 9 年度の想定

実績傾向及び第 10 年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。

6. 本機関への提出

(1) 提出期限

① 供給区域の需要想定

業務指針第 4 条第 1 項による。

毎年 1 月 20 日（ただし、当該日が業務規程第 11 条第 3 項各号に掲げる本機関の休業日であるときは、その直前の営業日とする。以下、期限を定める箇所について同じ）

② 供給計画の案

業務指針第 8 条第 1 項第 2 号による。

毎年 3 月 10 日

③ 供給計画

業務指針第 9 条第 1 項第 2 号による。

毎年 3 月 25 日

(2) 提出内容

業務指針第 4 条第 1 項に定める想定期間及び想定対象による。

(3) 様式

VI. 電力需要調書記載様式に定める様式による。

7. その他

(1) その他については「VI. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。

(2) 供給計画（需要想定に係る事項）の変更を経済産業大臣に届け出る場合は、この要領に準じて策定した需要想定を本機関に提出する。

IV. 供給区域の需要想定を検証

1. 検証方針

供給区域の需要について、過去に供給計画として届け出た需要想定と実績とを比較及び検証し、その知見をもってこの要領の検証を行う等、想定精度の向上に繋げる。

2. 実施主体

一般送配電事業者

3. 検証対象

業務指針第5条第2項による。

比較対象とする需要実績	検証する需要想定
前年度の需要電力量	前年度計画の第1年度
当年度の夏季最大需要電力	当年度計画の第1年度
前年度の冬季最大需要電力	前年度計画の第1年度

4. 検証方法

気温の影響量はⅡ-4において算出した値とし、気温以外の影響量は需要実績と需要想定との差分から気温の影響量を差し引いて算出する。

なお、気温以外の影響量については、人口、経済等、可能な限り想定時に考慮した各種要因の変動の影響量等に仕分ける。

(気温以外の気象条件を考慮して気象補正をする場合は、この項において「気温」を「気象」に読み替える。)

5. 本機関への提出

(1) 提出期限

業務指針第5条第4項による。

比較対象とする需要実績	提出期限
前年度の需要電力量	毎年7月末
当年度の夏季最大需要電力	毎年10月末
前年度の冬季最大需要電力	毎年5月末

(2) 提出内容

業務指針第5条第4項による。

(3) 様式

VI. 電力需要調書記載様式に定める様式による。

V. 小 売 需 要 の 想 定

1. 想定方針

本機関が策定する経済見通し等も参考にしながら、最近の需要動向や実績傾向、電源の調達計画、販売計画等を総合勘案の上、想定期間における需要電力量、最大需要電力を一般送配電事業者の供給区域ごとに想定する。

2. 実施主体

小売電気事業者

3. 想定期間

需要想定を実施する年度の翌年度（以下「第1年度」という。）以降10年間とし、第1年度及び第2年度は月別に想定する。ただし、第2年度の月別は最大需要電力のみとする。

4. 想定対象

(1) 需要電力量

送電端電力量

(2) 最大需要電力

5. 想定方法

上記方針に基づき、原則として下記の手法により想定する。

なお、異常値を控除した場合、気象・閏補正等を行った場合、想定手法を前回から変更した場合は、その旨明らかにする。

※需要電力量及び最大需要電力を想定する際に損失率を用いる必要が生じた場合は、原則として接続送電サービスを締結する一般送配電事業者の供給区域ごとの託送供給約款に記載の損失率、または実績に基づく損失率を用いる。

(1) 第1年度及び第2年度並びに第10年度の想定

① 需要電力量

下記のいずれかにより想定する。

- a. 最近の需要動向や実績傾向に基づき想定する。なお、地域特性を勘案の上、想定してもよい。
- b. 電源の調達計画等に基づき想定する。
- c. 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。
- d. 本機関が1月末までに公表する全国及び供給区域ごとの需要想定を参考に想定する。
- e. 上記手法のいずれかを組み合わせた手法により想定する。

f. その他合理的な手法により想定する。

② 最大需要電力

下記のいずれかにより想定する。

a. 最近の需要動向や実績傾向に基づき想定する。なお、地域特性を勘案の上、想定してもよい。

b. 電源の調達計画等に基づき想定する。

c. 個別需要家の動向及び契約獲得等の情報の積み上げにより想定する。

d. 本機関が1月末までに公表する全国及び供給区域ごとの需要想定を参考に想定する。

e. 年（もしくは月、日）負荷率の実績傾向等から想定する。

f. 上記の手法のいずれかを組み合わせた手法により想定する。

g. その他合理的な手法により想定する。

(2) 各月の想定（第1年度及び第2年度）

下記のいずれかにより想定する。

①第1年度及び第2年度の想定において、各月ごとに想定している場合はその値とする。

② 各月の実績傾向等や個別需要家の計画から想定する。

(3) 第3年度から第9年度の想定

実績傾向及び第10年度想定値との関連等を総合勘案して想定する。

6. 本機関への提出

(1) 提出期限

① 供給計画の案

業務指針第8条第1項第1号による。

毎年2月10日

② 供給計画

業務指針第9条第1項第1号による。

毎年3月1日

(2) 提出内容

想定期間における需要電力量、最大需要電力

(3) 様式

供給計画の様式による。

7. 小売需要の想定を検証

小売電気事業者及び登録特定送配電事業者は、小売需要について、「Ⅳ. 供給区域の需要想定を検証」の「3. 検証対象」及び「4. 検証方法」に準じて実績と想定との差を検証する等、想定精度向上に努める。

8. その他

その他については「Ⅵ. 電力需要調書記載様式」に準拠すること。

VI. 電 力 需 要 調 書 記 載 様 式

(別紙)

調書用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とする